

都城市国民保護計画

平成30年9月

都 城 市

目 次

第1編	総論	1
第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	
2	用語の意義	
3	市国民保護計画の構成	
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	
5	市地域防災計画との整合性の確保	
第2章	市国民保護計画が対象とする事態	5
1	国民保護法の対象となる事態	
2	武力攻撃事態及び緊急処理事態の類型	
3	留意事項	
第3章	国民保護措置に関する基本方針	8
1	基本的人権の尊重	
2	国民の権利利益の迅速な救済	
3	国民に対する情報提供	
4	関係機関相互の連携協力の確保	
5	国民の協力	
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	
7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	
8	外国人への適用	
9	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	
第4章	関係機関の事務又は業務の大綱等	10
1	市の事務	
2	県の事務	
3	指定地方行政機関の事務	
4	自衛隊の事務	
5	指定公共機関及び指定地方公共機関の事務	
6	公共的団体との協力	

第5章	市の地理的、社会的特徴	16
1	地形	
2	気候	
3	人口分布	
4	道路の位置等	
5	鉄道、空港、港湾の位置等	
6	自衛隊施設	
7	その他	
第2編	平素からの備えや予防	20
第1章	組織・体制の整備等	20
第1	市における組織・体制の整備	20
1	市の各部局等における平素の業務	
2	市職員の参集基準等	
3	消防機関の体制	
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	
第2	関係機関との連携体制の整備	24
1	基本的な考え方	
2	県との連携	
3	他の市町村との連携	
4	指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携	
5	ボランティア団体等に対する支援	
第3	通信の確保	27
1	非常通信体制の整備	
2	非常通信体制の確保	
第4	情報の収集・伝達・提供等の体制整備	28
1	基本的な考え方	
2	警報等の伝達に必要な準備	
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
4	被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備	
第5	研修及び訓練	31
1	研修	
2	訓練	

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	33
1 避難に関する基本的事項	
2 避難実施要領のパターンの作成	
3 救援に関する基本的事項	
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
5 交通の確保に関する体制等の整備	
6 避難施設の指定への協力	
第3章 生活関連等施設の把握等	36
1 生活関連等施設の把握	
2 生活関連等施設の安全確保等	
第4章 物資及び資材の備蓄、整備等	38
1 市における備蓄	
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
3 各家庭・職場での備蓄	
第5章 市民に対する啓発	40
1 国民保護措置に関する啓発	
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	41
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	41
1 市情報連絡本部の設置について	
2 市警戒本部の設置について	
3 初動措置の確保	
4 関係機関への支援の要請	
5 市対策本部への移行に要する調整	
第2章 市対策本部の設置等	45
1 市対策本部の設置等	
2 市対策本部の組織及び機能	
3 市対策本部の運営	
4 通信の確保	

第3章	関係機関相互の連携	58
1	国及び県の対策本部等との連携	
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
6	市の行う応援等	
7	ボランティア団体等に対する支援等	
8	住民への協力要請	
第4章	警報及び避難の指示等	63
第1	警報の伝達等	63
1	警報の内容の伝達等	
2	警報の内容の伝達方法	
3	緊急通報の伝達及び通知	
第2	避難住民の誘導等	66
1	避難の指示の通知・伝達	
2	避難実施要領の策定	
3	避難住民の誘導	
4	病院等の施設在所者の避難	
5	武力攻撃4種類ごとの避難の留意事項	
6	避難の指示の解除の伝達等	
第5章	救援	75
1	救援の実施	
2	関係機関との連携	
3	救援の内容	
第6章	武力攻撃災害への対処等	77
第1	武力攻撃災害への対処	77
1	武力攻撃災害への対処の基本的な考え方	
2	武力攻撃災害の兆候の通報	
第2	生活関連等施設における災害への対処等	78
1	生活関連等施設の安全確保	
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	

第3章	応急措置等	80
1	事前措置	
2	退避の指示	
3	警戒区域の設定	
4	応急公用負担等	
5	消防に関する措置等	
第4章	武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	86
1	武力攻撃原子力災害への対処	
2	NBC攻撃による災害への対処	
第7章	安否情報の収集・提供	91
1	安否情報の収集・整理	
2	県に対する報告	
3	安否情報の照会に対する回答	
4	日本赤十字社に対する協力	
第8章	被災情報の収集及び報告	94
第9章	保健衛生の確保その他の措置	95
1	保健衛生の確保	
2	廃棄物の処理	
第10章	国民生活の安定に関する措置	97
1	生活関連物資等の価格安定	
2	避難住民等の生活安定等	
3	生活基盤等の確保	
第11章	特殊標章等の交付及び管理	98
第4編	復旧等	100
第1章	応急の復旧	100
1	通信機器の応急の復旧	
2	市が管理する施設及び設備の緊急点検等	
3	県に対する支援要請	
4	公共的施設の応急の復旧	

第2章 武力攻撃災害の復旧	102
1 国における所要の法制の整備	
2 市が管理する施設及び設備の復旧	
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	103
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
2 損失補償及び損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第5編 緊急対処事態への対処	104
1 緊急対処事態	
2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

我が国の平和と安全を確保するためには、外交努力や国際平和協力などを通じて、国際社会の平和と協調を図ることが最も重要である。

しかしながら、こうした努力にもかかわらず、万一我が国が外部から武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有している。

このようなことから、平成16年6月に武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が制定され、同年9月17日に施行された。

市国民保護計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に関して総合的に定め、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、及び市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することによって、武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護するとともに、武力攻撃等の市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるように、以下のとおり、市の責務を明らかにし、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定）及び宮崎県国民保護計画を踏まえ、関係機関との連携のもと、国民の協力を得つつ、市国民保護計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置に関する事項
 - ア 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
 - イ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等（避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。以下同じ。）の救援に関する措置
 - ウ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
 - エ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
 - オ 武力攻撃災害の復旧に関する措置
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ その他市の区域に係る国民保護措置に関し、市長が必要と認める事項

2 用語の意義

市国民保護計画における主な用語の意義は、次表に定めるところによるものとし、その他の用語については、国民保護法の例によるものとする。

用 語	意 義
事 態 対 処 法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）
国 民 保 護 法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
市 本 部 条 例	都城市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成18年都城市条例第326号）
市 協 議 会 条 例	都城市国民保護協議会条例（平成18年都城市条例第325号）
国 民 保 護 措 置	国民保護法に基づく武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（緊急対処保護措置を含む。）
基 本 指 針	国民保護法第32条の規定に基づき政府が作成した基本指針
国の国民保護計画	国民保護法第33条の規定に基づき指定行政機関の長が作成した国民の保護に関する計画

県国民保護計画	国民保護法第34条の規定に基づき宮崎県知事が作成した国民の保護に関する計画
市国民保護計画	国民保護法第35条の規定に基づき都城市長が作成した国民の保護に関する計画
国民保護業務計画	国民保護法第36条の規定に基づき指定公共機関又は指定地方公共機関が作成した国民の保護に関する計画
市地域防災計画	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき都城市防災会議が作成した都城市地域防災計画
県国民保護協議会	国民保護法第37条の規定に基づき設置された宮崎県国民保護協議会
市国民保護協議会	国民保護法第39条の規定に基づき設置された都城市国民保護協議会
国の対策本部	事態対処法第10条の規定により内閣に設置された事態対策本部
国の現地対策本部	国民保護法第24条第2項の規定により設置された武力攻撃事態等現地対策本部
県対策本部	国民保護法第27条の規定により県に設置された宮崎県国民保護対策本部（宮崎県緊急対処事態対策本部を含む。）
県現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された県の現地対策本部
市対策本部	国民保護法第27条の規定により市に設置された都城市国民保護対策本部（都城市緊急対処事態対策本部を含む。）
市現地対策本部	国民保護法第28条第8項の規定により設置された市の現地対策本部
N B C 攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告するとともに公表するものとする。

ただし、国民保護法施行令第5条で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

5 市地域防災計画との整合性の確保

市においては、災害対策基本法に基づき、市地域防災計画を策定し、台風や地震などの自然災害や大規模事故等に対する防災対策を実施している。

市地域防災計画は、市国民保護計画とは、その対象とする災害の発生原因は異なるものの、災害の態様や対処方法には、国民保護措置と共通する部分が多い。

また、発生した事態に効果的に対応するためには、市対策本部の運用や関係機関との連携体制等の統一を図る必要がある。このようなことから、市国民保護計画は、市地域防災計画との整合性を確保し、できるだけ統一的な運用ができるように配慮するものとする。

また、市国民保護計画に定めのない事項については、市地域防災計画等に準じて対応するものとする。

第2章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急対処事態を対象とする。

1 国民保護法の対象となる事態

国民保護法の対象となる事態は、次表のとおりである。

これらの事態については、いずれも、政府において、現実の状況に応じて個別具体的に事態を認定の上、対処の方針を定め、国会の承認を得ることとされている。

事 態		定 義
武力攻撃事態等	武力攻撃事態	・武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 (事態対処法第2条第2号)
	武力攻撃予測事態	・武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 (事態対処法第2条第3号)
緊急対処事態		・武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。） で、国家として緊急に対処することが必要なもの（事態対処法第22条第1項）

2 武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型

基本指針において示された市国民保護計画の作成及び国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型は、次表のとおりである。

事態の類型		想 定
武力攻撃事態	着 上 陸 侵 攻	・我が国の占領等の目的をもって、他国が武力を行使して、我が国の領土に、海又は空から直接着上陸し、侵攻する事態であり、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。攻撃は、比較的広域かつ長期間になることが予想される。
	ゲリラや特殊部隊による攻撃	・ゲリラや特殊部隊を潜入させて行う不正規型の攻撃をいい、不正規軍の要員であるゲリラによる施設等の破壊や人員に対する攻撃が行われるものと、正規軍である特殊部隊による破壊工作、要人暗殺、中枢機関への攻撃が行われるものがある。
	弾道ミサイル攻撃	・長射程の弾道ミサイルに、各種の弾頭を搭載して、我が国に発射し、攻撃を行うもので、弾頭は、通常弾頭又はNBC弾頭が考えられる。
	航 空 攻 撃	・我が国に対する着上陸侵攻の支援等を目的として、航空機による攻撃（空爆）を行うもので、都市部やライフラインのインフラ施設等への攻撃が予想される。
緊急対処事態	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力事業所等の破壊 ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破
	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・弾道ミサイル等の飛来

3 留意事項

「武力攻撃事態等」は、その時点における国際情勢等を背景に、相手国等の意図的な攻撃により発生するものであり、あらかじめ、特定の攻撃対象や攻撃内容、被害等を想定することは困難である。

したがって、市国民保護計画は、いろいろな場面に対応した避難や救援等の基本的な考え方や実施方法等を定めることとし、必要に応じ、武力攻撃等の類型ごとの留意事項を記載することとする。

なお、計画作成上の武力攻撃等に関する留意事項は、次のとおりである。

- (1) 「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成25年12月17日国家安全保障会議及び閣議決定）によると、「冷戦期に懸念されていたような主要国間の大規模武力紛争の蓋然性は、引き続き低いものと考えられるが、以上に述べたような、様々な安全保障上の課題や不安定要因がより顕在化・先鋭化してきており、「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成22年12月17日安全保障会議及び閣議決定）の策定以降、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増している」とされており、当面は、ゲリラや特殊部隊による攻撃や弾道ミサイル攻撃等及びこれらの複合事態の可能性が比較的高いものと考えられる。
- (2) 「緊急処理事態」については、大規模テロが想定されるが、その目的が、攻撃による直接的なダメージを与えることだけでなく、攻撃により社会を混乱に陥れ、内外に自己の存在や主張を誇示することにあることや、過去の大規模テロの例を考えれば、攻撃の対象は、国の象徴的な建物や政治経済の重要施設、相当多数の人が集まる集客施設等となる可能性が高いものと考えられる。
- (3) いずれの場合も、攻撃手段が通常兵器か、NBC兵器かによって、被害の規模や対処の方法が大きく異なることとなる。

第3章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を実施するに当たり、的確かつ迅速に国民の安心・安全が確保されるよう事前対策を徹底するとともに、既存の体制との整合性を図り、総合的な危機管理体制を強化し、市の責務が確実に果たせる実践的な計画とするほか、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国民保護措置の実施に備え、国、県、他の市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。ただし、この要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 外国人への適用

日本国憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定は、その性質上適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されていることから、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、市国民保護計画に基づく国民保護措置を実施する。

9 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置の実施に当たっては、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

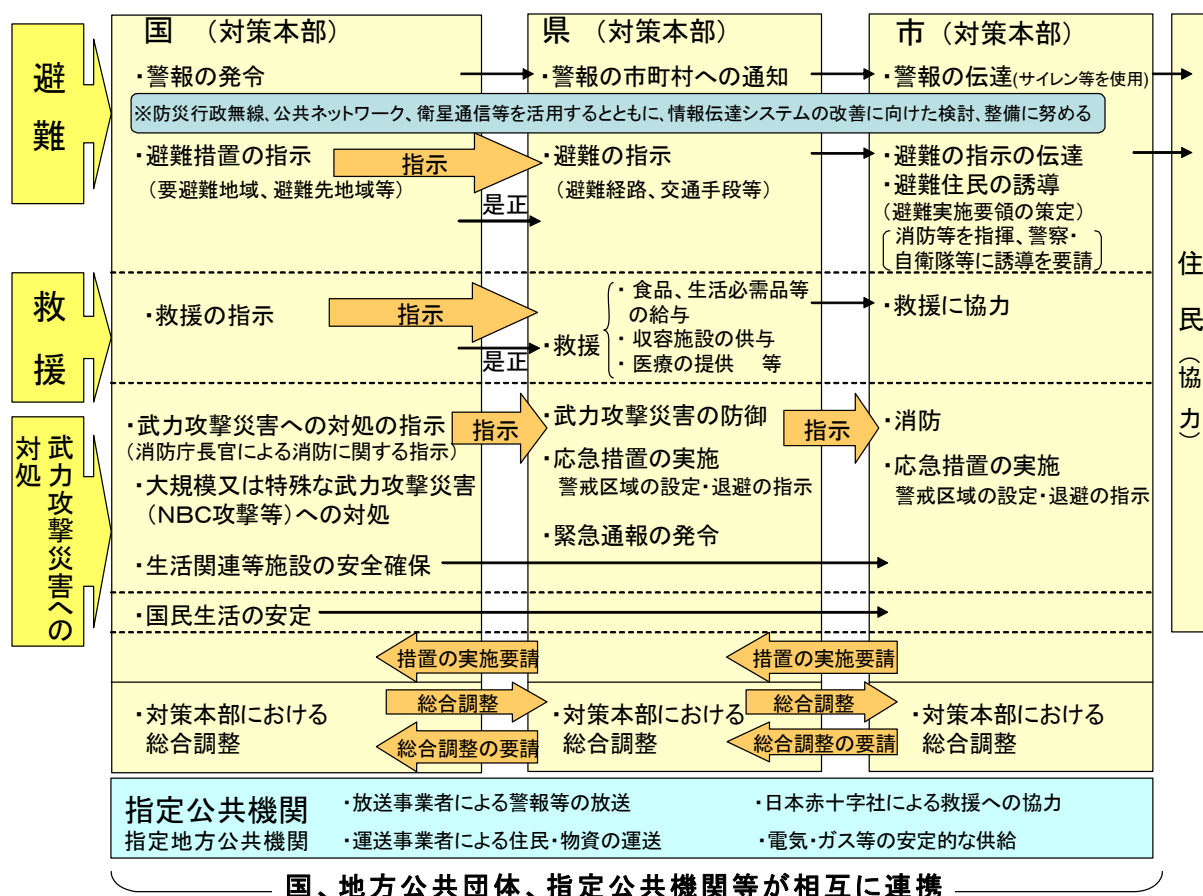
また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



1 市の事務

市は、市国民保護計画に基づき、警報の伝達、避難住民の誘導などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、本市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
都 城 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画に関すること。 2 市国民保護協議会に関すること。 3 市対策本部に関すること。 4 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 5 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 6 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 7 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関すること。 8 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関すること。 9 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 10 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関すること。 11 武力攻撃災害の復旧に関すること。 12 特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。

2 県の事務

県は、県国民保護計画に基づき、武力攻撃事態等について、避難の指示、避難住民等の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

機関名	処理すべき事務又は業務
宮崎県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画に関すること。 2 県国民保護協議会に関すること。 3 県対策本部に関すること。 4 国民保護措置に関する施設及び組織の整備に関すること。 5 国民保護に関する啓発及び訓練に関すること。 6 国民保護措置に必要な資機材等の整備及び備蓄に関すること。 7 警報の通知に関すること。 8 避難の指示、避難住民の誘導、県の区域を越える住民の避難その他の住民の避難に関すること。 9 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他避難住民等の救援に関すること。 10 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関すること。 11 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置に関すること。 12 武力攻撃災害の復旧に関すること。 13 赤十字標章等及び特殊標章等の交付又は使用の許可に関すること。

3 指定地方行政機関の事務

指定地方行政機関は、国の国民保護計画に基づき、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、市及び県等が行う国民保護措置に関し、必要な支援を行う。

機関名	処理すべき事務又は業務
九州管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整に関すること。 2 他管区警察局との連携に関すること。 3 管区内各県警察、関係機関等からの情報収集及び報告連絡に関すること。 4 警察通信の確保及び統制に関すること。

九州防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整に関すること。 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整に関すること。
九州総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者及び放送事業者との連絡調整に関すること。 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること。 3 非常事態における重要通信の確保に関すること。 4 非常通信協議会の指導育成に関すること。
九州財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資に関すること。 2 金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。 3 普通財産の無償貸付に関すること。 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。
門司税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続に関すること。
九州厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供に関すること。
宮崎労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策に関すること。
九州農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保に関すること。 2 農業関連施設の応急復旧に関すること。
九州森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給に関すること。
九州経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
九州産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策に関すること。 2 危険物等の保全に関すること。
九州地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧に関すること。 2 港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。 3 港湾施設の応急復旧に関すること。
九州運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者との連絡調整に関すること。 2 運送施設及び車両の安全保安に関すること。
大阪航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整に関すること。 2 航空機の航行の安全確保に関すること。
福岡管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供に関すること。
第十管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達に関すること。 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保に関すること。 3 生活関連等施設の安全確保に係る立ち入り制限区域の指定等に関すること。 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示に関すること。 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃

	災害への対処に関すること。
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること。 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること。

4 自衛隊の事務

自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するとともに、他の機関が実施する国民保護措置を支援するものとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 地方協力本部	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施に関すること。 2 関係機関が実施する国民保護措置の支援等に関すること。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の事務

指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護業務計画に基づき、その業務に関する国民保護措置を実施する。

機関名	処理すべき事務又は業務
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等に関すること。
放送事業者	1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送に関すること。
運送事業者	1 避難住民及び緊急物資の運送に関すること。 2 旅客及び貨物の運送の確保に関すること。
電気通信事業者	1 通信の確保に関すること。 2 国民保護措置に係る通信の優先的取扱いに関すること。 3 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置に関すること。
電気事業者	1 電気の安定的な供給に関すること。
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給に関すること。
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給に関すること。
郵便事業を営む者	1 郵便の確保に関すること。

一般信書便事業者	1 信書便の確保に関する事。
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節に関する事。 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持に関する事。
日本赤十字社	1 救援への協力に関する事。 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答に関する事。
公共的施設管理者	1 所管する公共的施設の維持管理に関する事。 2 被災施設の復旧に関する事。
病院その他の医療機関等	1 医療等の確保に関する事。

6 公共的団体との協力

武力攻撃事態等において、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、国民の避難や救援等について協力を得ることができる公共的団体との連携が不可欠であることから、関係機関においては、平素からこれらの公共的団体との連携を密にし、協力関係の構築を図るものとする。

第5章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1 地形

本市は、宮崎県の南西部に位置し、東は鰐塚山系、北西には高千穂峰を仰ぎ、三方を山に囲まれた広大な盆地を形成し、南は大きく開け、志布志湾に達している。

総面積は653.36㎏で、宮崎県総面積の8.5%を占めており、県内では、延岡市に次いで2番目の面積を有している。また、西から南にかけては鹿児島県に接している。

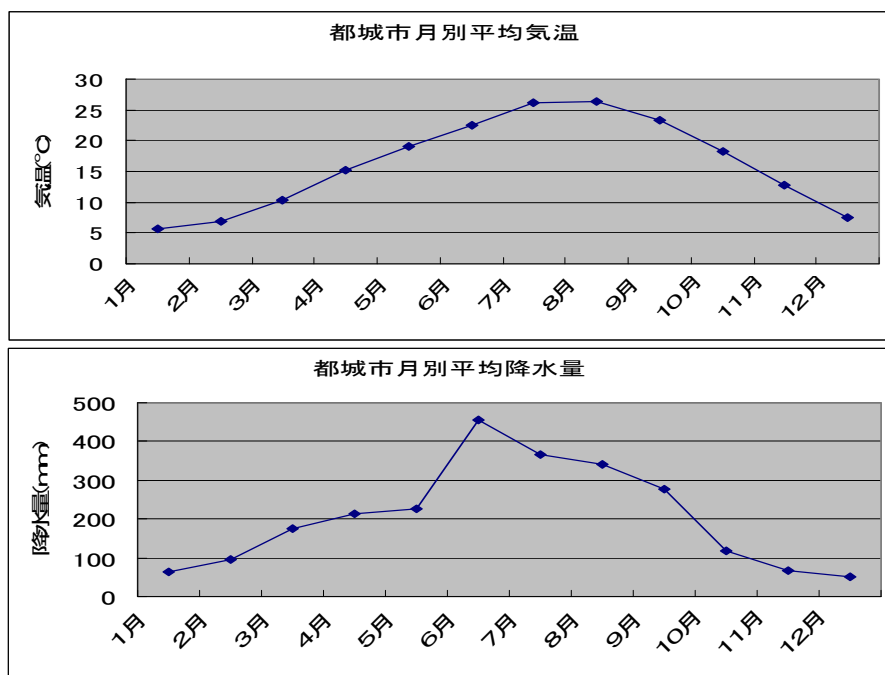
水利は、地下水や湧水に恵まれるとともに、一級水系の大淀川本流が中心部を南北に貫流し、水量は豊富である。

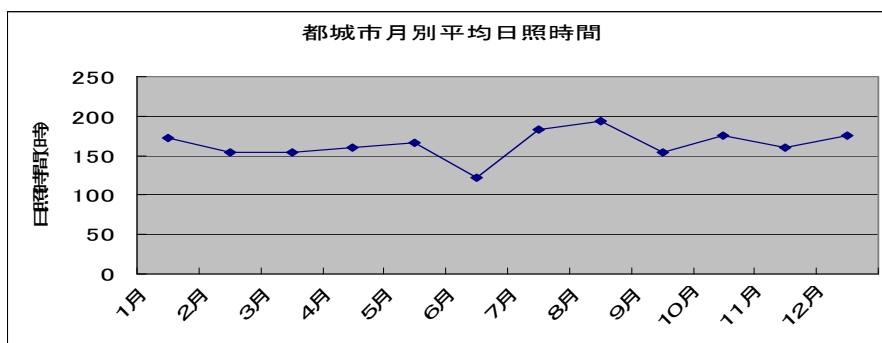
また、本市に海岸線は無く、東方に日向灘、南方に志布志湾、西方に錦江湾があり、海岸線からの直線距離は概ね30km程度である。

2 気候

本市は、周囲に山系をめぐらした平均標高155mの平地であるため、夏冬・昼夜の気温差が著しく、四季を通じて風力は一般に弱いため霧の発生が多い。

年間平均気温は16.1度、年間降水量は約2,450mmで、約70%は5月から9月の5ヶ月間に降る。この時期は台風の接近や上陸、集中豪雨も多く、低地では家屋等の浸水被害がしばしば発生する。また、年間日照時間は2,000時間弱となっている。風向は一概には言えないが、特に冬は霧島下ろしと言われる北西又は西北西の季節風が吹く。なお、月別の平均気温、降水量、日照時間は次表のとおりである。



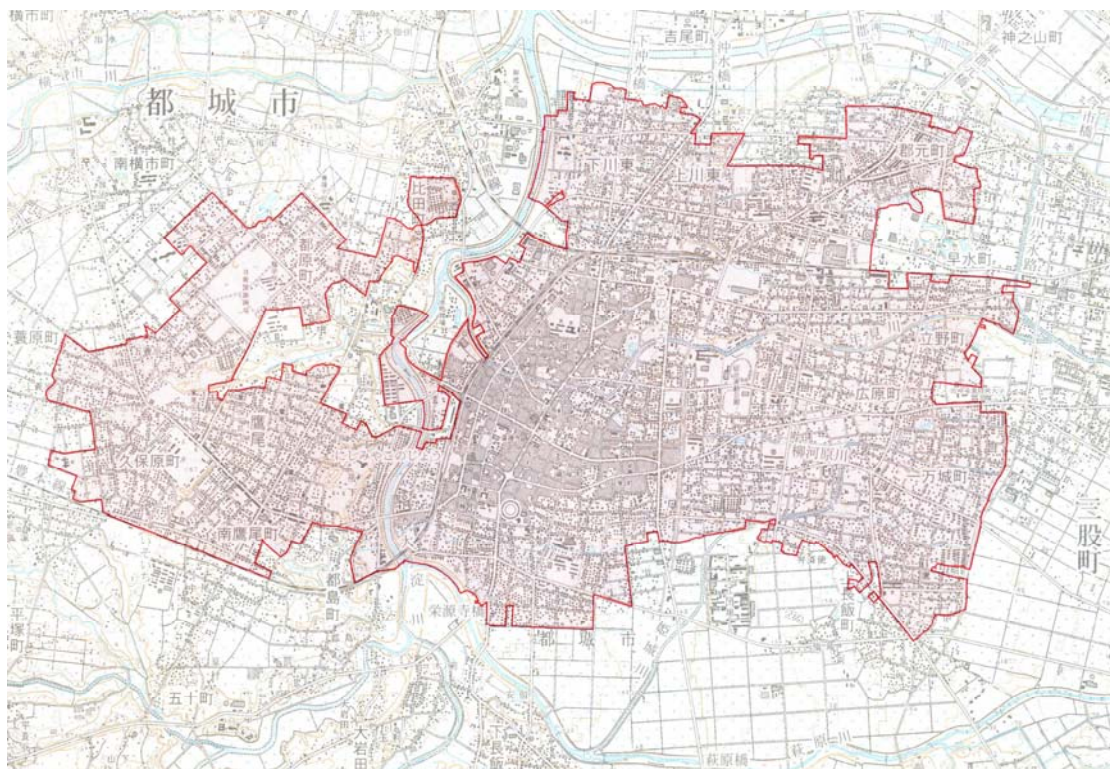


※ 資料：宮崎地方気象台（1971～2000 の平均値）

3 人口分布

本市の平成27年国勢調査における人口は、165,029人であり、県内では、宮崎市に次いで2番目の都市である。合併を繰り返してきているため、中心部とその周りに人口1万人前後の町が点在しているのが特徴である。

近年は、市の中央部から郊外（横市・沖水・祝吉地区等）へ居住者が流出しており、ドーナツ化現象が起きている。



※本市のD I D（人口集中）地区（平成12年国勢調査）

4 道路の位置等

道路は、本市から東西に延びている国道10号、南西（鹿児島県大隅半島）から本市を
通って宮崎市に繋がっている国道269号、市の中央部から北（小林、人吉市方面）に
延びる国道221号、南東（日南市方面）へは国道222号など、合計5本の国道をは
じめ、主要地方道路が整備されている。

また、高速道路は宮崎自動車道が、高木町のインターチェンジから東へは宮崎方面、
北西へは鹿児島方面及び福岡方面に延びている。



5 鉄道、空港、港湾の位置等

鉄道は、鹿児島から宮崎・延岡方面に延びているJR日豊本線と、本市から鹿児島県
湧水町（吉松）に延びているJR吉都線がある。

空港は、東に宮崎空港、西に鹿児島空港が40km圏内にある。宮崎空港は、国管理
空港で、2,500mの滑走路を有しており、鹿児島空港は3,000mの滑走路を有
している。

港湾は、東に宮崎港、南東に油津港、南に志布志港があり、概ね40km圏内である。

6 自衛隊施設

自衛隊施設は、本市久保原町に陸上自衛隊都城駐屯地が存在し、第43普通科連隊を基幹とする部隊が駐屯している。

7 その他

本市には、国民保護措置の実施に当たり特に留意を要する原子力発電所及び石油コンビナートは所在していない。

しかし、隣接する鹿児島県内には、原子力発電所や石油コンビナートが存在しており、鹿児島県内の市町村との連携には、特に留意を要する。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、市職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局等の平素の業務、市職員の参集基準等について定める。

1 市の各部局等における平素の業務

市の各部局等は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、第3編第2章において定める業務に従って、平素においてその準備のための業務及び連絡体制の確認を行うものとする。

特に、次の事務については、自然災害時における災害対策上の措置とは異なる武力攻撃事態等における国民保護措置特有の業務であることから、手続等に漏れのないようマニュアルの整備等により万全の準備を行うこととする。

- 1 警報及び緊急通報の伝達に関すること。
- 2 市対策本部等の運営に関すること。
- 3 避難施設に関すること。
- 4 避難住民の誘導に関すること。
- 5 救援に関すること。

2 市職員の参集基準等

(1) 市職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、必要な市職員を迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確保

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び市職員の参集範囲

市は、武力攻撃事態等に的確かつ迅速に対応するため、状況に応じて、次表の①の体制をとるものとし、各体制の市職員の参集は、②のとおりとする。

① 体制

事態の状況	体制の判断基準	体制
事態認定前	ア 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。 イ 他の市町村で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。 ウ その他総務部長が必要と認めるとき。	情報連絡本部体制
	ア 市情報連絡本部での対応が困難と認めるとき。 イ 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。 ウ その他市長が必要と認めるとき。	警戒本部体制
事態認定後	・市対策本部設置の通知がない場合	警戒本部体制
	・市対策本部設置の通知を受けた場合	対策本部体制

② 参集範囲

体制	参集基準
情報連絡本部体制	危機管理課職員及びその他必要な市職員
警戒本部体制	原則として、すべての市職員。ただし、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。
対策本部体制	すべての市職員

(4) 市職員への連絡手段の確保

市は、武力攻撃事態等が発生した場合において、初動体制の確保のため、すべての市職員に速やかに連絡できる体制を整備するものとする。

なお、市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定するなど、事態の状況に応じた市職員の参集手段を確保する。

(6) 市職員の服務基準

市は、(3)の体制ごとに、防災対策に準じ、参集した市職員の行うべき所掌事務をあらかじめ定める。

(7) 本部体制の整備

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、交代勤務体制の整備や食料・燃料等の備蓄及び自家発電設備の確保等を図る。

3 消防機関の体制**(1) 消防局における体制**

消防局は、市における参集基準等と同様に、消防局における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間即応可能な体制を有効に活用するとともに、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防局における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、都城市文書取扱規則の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的な考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（ファクシミリ）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

市は、警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 他の市町村との連携

(1) 他の市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、他の市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治公民館等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を支援する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された九州地方非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第4 情報の収集・伝達・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対し、これらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における既存の体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のために必要な情報の収集、蓄積及び更新により、データベースの構築に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、当該情報の管理に留意しつつ、その共有化に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 防災行政無線及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。

また、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**(1) 安否情報の種類及び報告様式**

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号の安否情報報告書の様式により、原則として、安否情報システムを用いて都道府県に報告する。

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、県と連携して、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の収集、整理、報告及び提供の責任者等を定め、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいて把握しておくものとする。

また、市対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、市が協力を求める関係機関に対して報告様式等を周知しておくこととする。

4 被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集、整理及び報告に当たる担当者を定めておくなど、必要な体制の整備を図っておくものとする。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、危機管理を担当する市職員の専門性を高めるため、自治大学校及び消防大学校等の国の研修機関並びに県自治学院及び県消防学校等の県の研修機関の研修課程を有効に活用し、市職員の研修機会を確保する。

(2) 市職員等の研修機会の確保

市は、市職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を実施する。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行うよう努めるものとする。

(3) 外部有識者等による研修

市は、市職員等の研修の実施に当たっては、消防局職員を活用するほか、県の職員、危機管理に関する知見を有する自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者、テロ動向危機管理の研究者等外部の人材を積極的に活用することにより、研修がより効果的なものとなるよう配慮するものとする。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、県とともに国や他の市町村等の関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、自衛隊等との連携を図るものとする。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等の動きが伴う実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動や判断を伴う実践的な訓練となるよう留意する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための市職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 被災情報・安否情報に係る情報収集訓練及び警報・避難の指示等の通知・伝達訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用・準用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを一体的に実施する。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治公民館等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治公民館、自主防災組織等などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、的確かつ迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を次のとおり整備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎データ】

- 住宅地図
- 区域内の人口分布
- 区域内の道路網のリスト
- 運送事業者の輸送力のリスト
- 避難施設のデータ
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治公民館、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿
- 関係医療機関のデータ（NBCの専門知識を有する医療関係者のリストを含む）

(2) 他の市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、他の市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行う。

また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁作成のマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、高齢者、障がい者、外国人等避難行動要支援者の避難方法等について配慮する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を本市において行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について防災対策に係るノウハウを活用しつつ、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、あらかじめ県と調整し、必要な事項について定めておくものとする。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関、関係団体との運送ネットワークの形成に努めながら、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

また、市は、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認及び運送事業者や九州運輸局等の協力により、あらかじめ運送事業者の輸送力や、道路、鉄道等の輸送施設に関する情報を把握する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市に係る運送経路の情報を共有する。

5 交通の確保に関する体制等の整備

市は、緊急輸送ルート確保を図るため、他の道路管理者、県警察と連携し、避難経路選定の判断が迅速に実施できるための体制を構築するとともに、自ら管理する道路、橋梁及びトンネル等の危険箇所の整備に努める。

6 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、必要な情報を提供するなど県に協力する。
また、市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

武力攻撃事態等においては、生活関連等施設（武力攻撃等を受けると、周囲に多大な被害を及ぼしたり、国民生活に大きな影響を与えたりする施設のこと、ダムや発電所、火薬類や毒劇物等を多量に取り扱う施設。）の安全確保に特に配慮する必要があるため、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の把握

市は、市内に所在する生活関連等施設について、自ら保有する情報や県を通じて把握した情報に基づき、あらかじめ、次の項目について整理し、地図情報システム（GIS）化を図るものとする。

- ① 施設の種類
- ② 名称
- ③ 所在地
- ④ 管理者
- ⑤ 連絡先
- ⑥ 危険物質等の内容物
- ⑦ 施設の規模

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物、劇物	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒薬、劇薬	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒物、劇物	経済産業省

2 生活関連等施設の安全確保等

(1) 県等の関係機関との連携

市は、生活関連等施設に関し、県、県警察、消防機関、生活関連等施設を管理する関係機関等との連携強化に努める。

(2) 市が管理する公共施設等の安全確保及び警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備等

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとする。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされている。

このため、国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄・整備については、国の整備・備蓄状況等国全体としての対応も踏まえながら、国及び県と密接に連携しつつ対応することとする。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市が管理する施設及び設備については、国民保護措置の実施を念頭におきながら、市地域防災計画に定める整備又は点検を実施するものとする。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制の整備に努める。

3 各家庭・職場での備蓄

市は、市民が各家庭や職場で、食料、飲料水及び生活必需物資を備蓄するよう、防災のための啓発との連携を図りつつ、自主防災組織や自治公民館等を通じた啓発に努める。

第5章 市民に対する啓発

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県が実施する啓発に準じて、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、ラジオ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的な啓発に努めるものとする。

なお、啓発の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人等に対する啓発に配慮するものとする。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務や不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、国及び県が作成する啓発資料等を活用して住民への周知を図るものとする。

また、弾道ミサイルが飛来した場合やテロが発生した場合などに住民がとるべき対処方法についても、国及び県が作成する各種資料に基づき、住民に対し周知するよう努めるものとする。

また、市は、日本赤十字社、県及び消防機関等とともに、傷病者の応急手当の方法等について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生したりした場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、国から武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市は、市対策本部設置前の初動体制について、以下のとおり定める。

1 市情報連絡本部の設置について

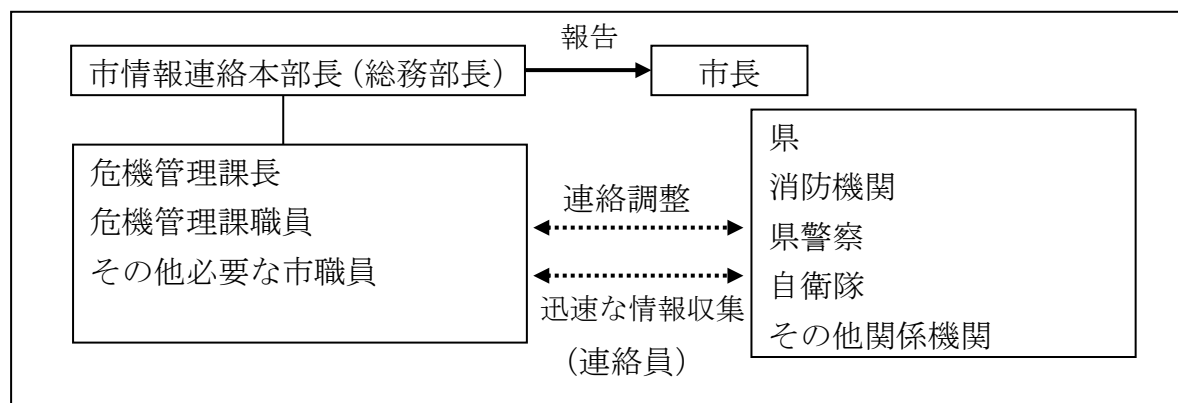
(1) 市は、次の場合において必要と認めるときは、速やかに市情報連絡本部を設置し情報の収集に努めるとともに、関係機関との連絡体制を整えるものとする。

- ① 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の兆候が発見されたとき。
- ② 他の市町村で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。
- ③ その他総務部長が必要と認めるとき。

(2) 市情報連絡本部は、総務部長を本部長とし、危機管理課職員その他総務部長が必要と認める職員をもって構成する。

総務部長は、市情報連絡本部を設置した場合は、必要に応じ、県、県警察、自衛隊及びその他関係機関に連絡員の派遣を依頼するものとする。

【市情報連絡本部の構成等】



(3) 市情報連絡本部は、原則として、市役所本館3階の危機管理課に設置する。

(4) 市情報連絡本部を設置した時は、直ちに県、消防機関、県警察、自衛隊及びその他関係機関に連絡する。

2 市警戒本部の設置について

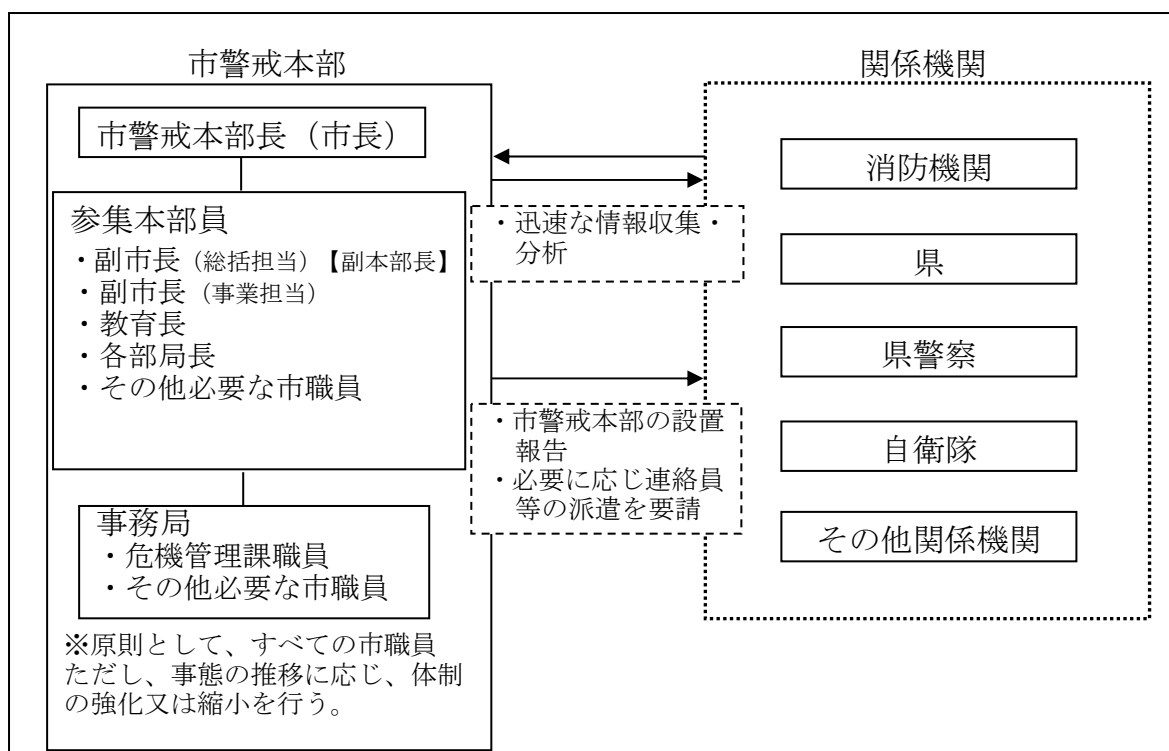
(1) 市は、次の場合において必要と認めるときは、直ちに市警戒本部を設置する。

- ① 市情報連絡本部での対応が困難と認めるとき。
- ② 市内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案が発生したとき。
- ③ 武力攻撃事態等の認定がなされたものの、市対策本部を設置すべき旨の通知がないとき。
- ④ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 市警戒本部は、市長を本部長とし、副市長、各部局長（監査委員事務局長及び農業委員会事務局長を除く。）、危機管理課職員及びその他必要と認める市職員をもって構成する。

市長は、市警戒本部を設置した場合は、必要に応じ、県、県警察、自衛隊及びその他関係機関に、連絡員の派遣を依頼するものとする。

【市警戒本部の構成等】



(3) 市警戒本部は、原則として、市役所本館3階の危機管理課に設置する。

(4) 市警戒本部は、消防機関及びその他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、市警戒本部を設置した旨について、直ちに県、消防機関、県警察、自衛隊及びその他関係機関に連絡する。

この場合、市警戒本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

3 初動措置の確保

市は、市警戒本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法（昭和23年法律第186号）に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

4 関係機関への支援の要請

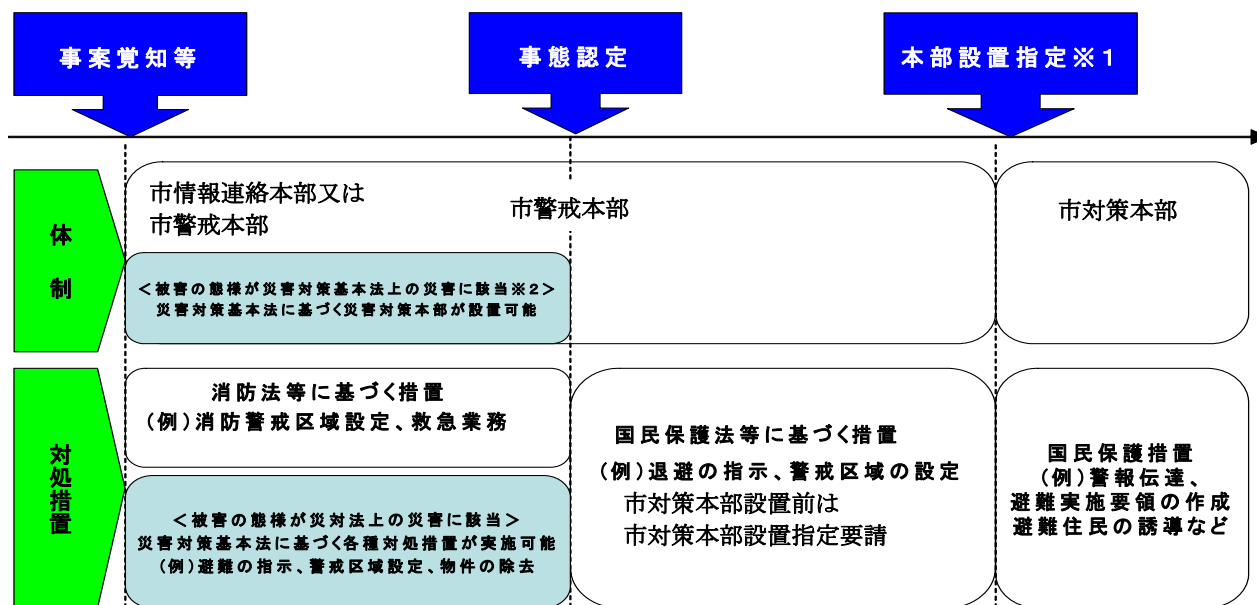
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

5 市対策本部への移行に要する調整

市は、市情報連絡本部又は市警戒本部を設置した後に、国から市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに市情報連絡本部又は市警戒本部を廃止し、市対策本部を設置して、新たな体制に移行する。

なお、大規模な災害が発生した際、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、国から市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合は、直ちに災害対策本部を廃止し、市対策本部を設置するものとする。

この場合、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置等

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員及び市対策本部職員等に対し、携帯電話等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

④ 市対策本部の開設

市対策本部は、原則として市役所本館3階の危機管理課に開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、直ちに、県、消防機関、県警察、自衛隊、その他関係機関及び市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 本部の代替機能の確保

市庁舎の被災等により市対策本部を総務課に設置できないときは、次に掲げる場所に市対策本部を設置する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断によりその順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1順位〕 高崎総合支所

〔第2順位〕 山田総合支所

〔第3順位〕 庄内地区市民センター

また、市の区域を越える避難等により、市外に市対策本部を設置する必要があるときは、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

2 市対策本部の組織及び機能

(1) 市対策本部の組織等

市対策本部の組織構成及び各組織の分掌事務は次のとおりとする。ただし、市対策本部長は、武力攻撃災害等の発生状況等を勘案し、これと異なる組織体制をとることができる。

① 市対策本部長、副本部長、本部員

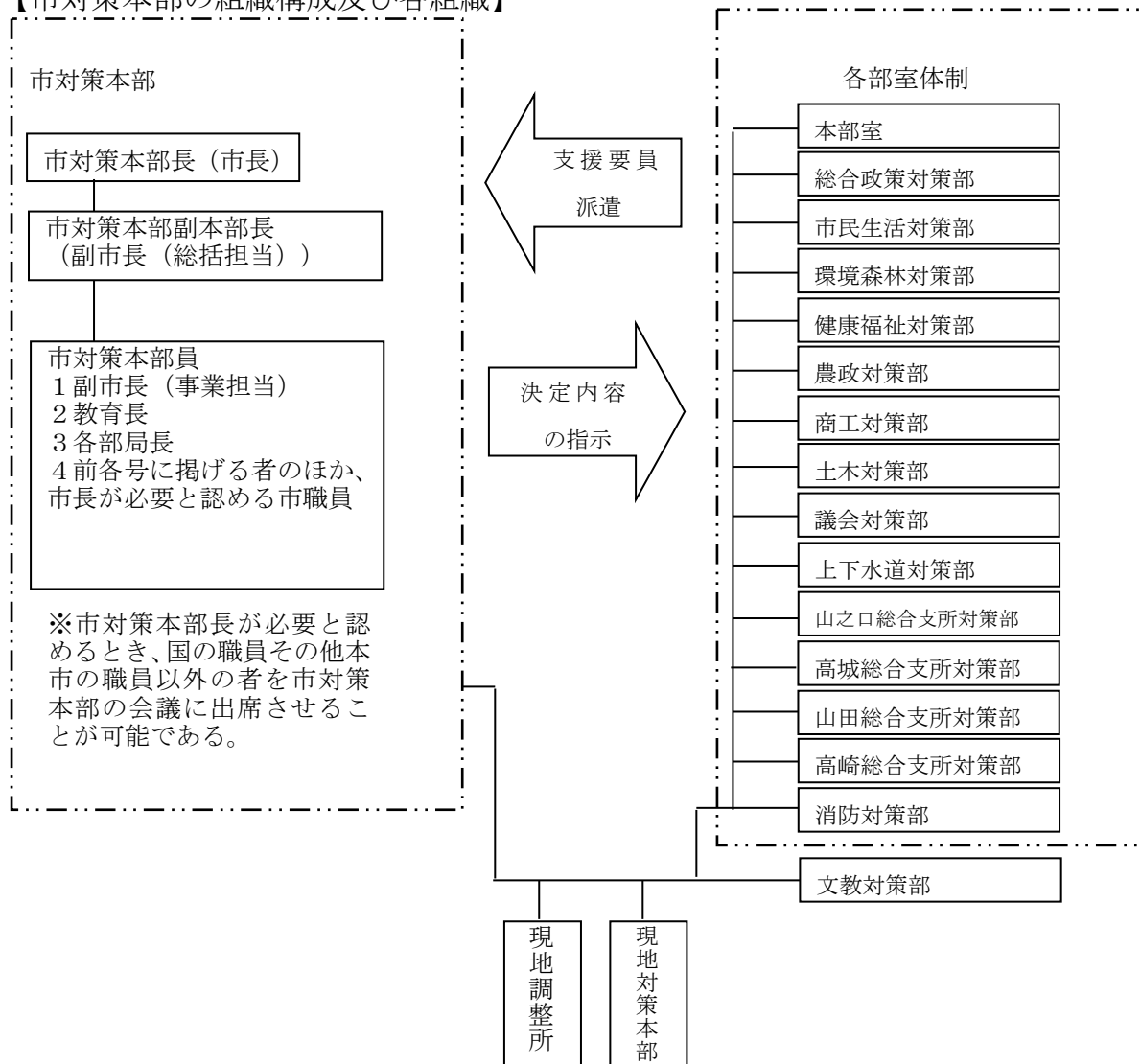
ア 市対策本部長は、市長をもって充て、市対策本部の事務を総括する。

イ 市対策本部の副本部長は、副市長（総括担当）をもって充て、本部長を補佐し、市対策本部の事務を整理する。

また、市対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 市対策本部の本部員は、副市長（事業担当）、教育長、各部局長（監査委員事務局長及び農業委員会事務局長を除く。）、及びその他市長が必要と認める市職員をもって充て、本部の事務に従事する。

【市対策本部の組織構成及び各組織】



② 室及び対策部の設置

市対策本部長は、必要と認めるときは、各本部員を長とする室及び対策部を設置する。

室長及び各対策部長は、室及び各対策部の業務を掌理する。室及び各対策部は、相互に連携・協力し、次表に示す業務を行うほか、市対策本部長が特に命ずる業務を処理するものとする。

【市対策本部業務】

室部名	部(室)長 担当職	班名	班長担当職	業 務
本部室	総務部長 (危機管理 課長)	本部班	危機管理課長 (総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部の総括に関する事。 ・市国民保護措置の総合調整に関する事。 ・市対策本部員の動員に関する事。 ・市対策本部会議に関する事。 ・避難実施要領の策定に関する事。 ・警報及び緊急通報に関する事。 ・避難の指示の通知・伝達に関する事。 ・武力攻撃事態等に関する情報の分析に関する事。 ・県対策本部との連絡調整に関する事。 ・関係機関との連絡調整及び協力要請に関する事。 ・現地対策本部の設置に関する事。 ・被害状況の報告(県・関係機関)に関する事。 ・非常無線通信に関する事。 ・災害記録の編集及び保存に関する事。 ・市対策本部長の指示命令の伝達に関する事。 ・市民の権利利益の救済の手續に関連する文書の保存に関する事。 ・室内職員の動員及び配置に関する事。 ・室に係る施設等の被害報告に関する事。 ・市対策本部連絡員に関する事。 ・現地調整所の設置又は職員の派遣に関する事。 ・自衛隊の派遣に関する事。 ・室の庶務並びに各部、室内各班との連絡調整及び応援に関する事。 ・特殊標章等の交付又は使用の許可に関する事。(消防局職員を除く市職員、消防団員及びボランティアに関するもの。)
		被害状況 収集班	情報政策課長 (情報政策課副課 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃事態等に関する情報の収集に関する事。 ・被害状況等の室・各部及び各班との連絡調整に関する事。 ・被害状況の集計及び報告(本部長)に関する事。 ・電気・通信被害状況調査に関する事。 ・市対策本部のコンピュータ及びLANの機能確保に関する事。 ・統計調査データの提供に関する事。
		人事班	職員課長 (職員課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各室・部間の応援動員に関する事。 ・職員の手当に関する事。 ・職員の健康管理に関する事。 ・職員の災害補償に関する事。 ・国及び他の地方公共団体職員の派遣要請に関する事。 ・国及び他の地方公共団体への職員派遣に関する事。 ・職員及び他機関の応援職員の給食及び衛生管理に関する事。

		管財調達班	管財課長 (契約課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送関係機関との連絡調整に関すること。 ・庁内車両の管理、配車及び輸送に関すること。 ・災害用電話の確保及び臨時電話の設置に関すること。 ・情報通信網の確立・復旧に関すること。 ・電話交換に関すること。 ・庁舎等の機能維持及び回復に関すること。 ・市有財産(管財課所管)の被害状況調査及び応急対策、復旧に関すること。 ・来庁者に対する避難誘導に関すること。 ・災害対策に伴う物品の調達に関すること。
		調査班	納税管理課長 (市民税課長) (資産税課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋の被害調査に関すること。 ・被災者に対する市税措置に関すること。 ・避難所の応援に関すること。
総合政策 対策部	総合政策 部長(会計 管理者) (総合政策 課長)	総合政策 班	総合政策課長 (総合政策課副課 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部室本部班に対する連絡員の派遣に関すること。 ・被災者等の総合相談窓口に関すること。 ・部に係る施設等の被害報告に関すること。 ・武力攻撃応急対策の企画に関すること。 ・電気・ガス・電話等ライフライン機関との連絡調整に関すること。 ・復興計画に関すること。 ・政府、国会、県等への要望陳情等に関すること。 ・部の庶務及び本部室・各部、部内各班との連絡調整に関すること。 ・本部室本部班の応援に関すること。
		秘書広報 班	秘書広報課長 (秘書広報課副課 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 ・報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。 ・武力攻撃災害時の記録写真撮影に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・災害視察者及び見舞者の接待に関すること。 ・義援金等の礼状の発送に関すること。
		財政班	財政課長 (財政課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る予算及び資金調達に関すること。
		出納班	会計課長 (会計課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る経費の収支に関すること。 ・義援金品の受付、受領及び一時保管に関すること。
市民生活 対策部	市民生活 部長 (コミュニ ティ文化 課長)	避難収容 班	コミュニティ文 化課長 (市民課長) (監査委員事務局 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部室本部班に対する連絡員の派遣に関すること。 ・部に係る施設等の被害報告に関すること。 ・避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・避難所における安否情報の収集提供に関すること。 ・被災者の収容に関すること。 ・外国人の救援の総合調整に関すること。 ・部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		各地区現 地対策班	各地区市民セン ター所長 (各地区市民セン ター副所長)	<ul style="list-style-type: none"> ・所管区域内の武力攻撃災害に係る情報の収集及び報告に関すること。 ・所管区域内の国民保護応急措置全般に関すること。
環境森林 対策部	環境森林 部長 (環境政策	環境保全 班	環境政策課長 (環境施設課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部室本部班に対する連絡員の派遣に関すること。 ・避難住民の誘導に関すること。 ・部に係る施設等の被害報告に関すること。

	課長)			<ul style="list-style-type: none"> 被災地及び避難所等の防疫並びにし尿の収集に関すること。 応急仮設トイレの設置及びし尿の処理に関すること。 防疫用薬剤資機材等の確保及び配分に関すること。 簡易水道の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 食品飲料水等の衛生監視検査及び消毒に関すること。 死体の収容及び埋火葬に関すること。 部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。
		森林保全班	森林保全課長 (森林保全課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導の応援に関すること。 林産物の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 山林、林道、林業施設の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。 山地の被害調査及び応急対策、復旧に関すること。
		清掃班	環境業務課長 (クリーンセンター所長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導の応援に関すること。 清掃作業関係の統括に関すること。 被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関すること。 土木対策部土木班の応援に関すること。
福祉対策部	福祉部長 (福祉課長)	福祉・避難行動要支援者対策班	福祉課長 (こども課長) (保護課長) (保育課長)	<ul style="list-style-type: none"> 本部室本部班に対する連絡員の派遣に関すること。 安否情報の収集及び提供等に関すること。 部に係る施設等の被害報告に関すること。 社会福祉施設等の被害調査に関すること。 民間団体等各種ボランティアの協力要請及び受入れに関すること。 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 避難行動要支援者の居住状況の把握及び避難誘導に関すること。 避難行動要支援者に対する安否情報の収集及び提供等に関すること。 (外国人は除く。) 生活保護受給世帯の被害状況調査及び救助対策に関すること。
健康対策部	健康部長 (健康課長)	健康・救護班	健康課長 (保険年金課長) (介護保険課長)	<ul style="list-style-type: none"> 本部室本部班に対する連絡員の派遣に関すること。 安否情報の収集及び提供等に関すること。 部に係る施設等の被害報告に関すること。 社会福祉施設等の被害調査に関すること。 緊急食料及び生活関連物資等(救助物資を含む。)の確保並びに配布に関すること。 緊急食料及び生活関連物資等の救援物資の協力要請及び受入れに関すること。 被災者に対する炊き出しに関すること。 物資の保管及び義援金品の配分に関すること。 義援金品の支給に関すること。 部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関すること。 医療機関との連絡調整に関すること。 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること。 委託医療に関すること。 救急医薬品、衛生資器材等の確保及び配分に関すること。 被災地域及び避難所等における感染症の予防及び調査に関すること。 人的被害の調査に関すること。 死亡者の確認に関すること。

農政対策部	農政部長 (農政課長)	農政班	農政課長 (畜産課長) (農産園芸課長)	<ul style="list-style-type: none"> 本部室本部班に対する連絡員の派遣に関する事。 避難住民の誘導に関する事。 部に係る施設等の被害報告に関する事。 農産物の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 家畜の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 水産物及び養殖施設等の被害調査に関する事。 家畜の防疫に関する事。 被災農家等の経営指導及び金融措置に関する事。 部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		農村整備班	農村整備課長 (農業委員会事務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導の応援に関する事。 農地、農業用施設の被害調査に関する事。 農地、農業用施設の応急対策、復旧に関する事。
商工観光対策部	商工観光部長 (ふるさと産業推進局長)	商工観光班	商工政策課長 (みやこんじょPR課長) (ふるさと産業推進局参事)	<ul style="list-style-type: none"> 本部室本部班に対する連絡員の派遣に関する事。 避難住民の誘導に関する事。 部に係る施設等の被害報告に関する事。 商工業、観光施設の被害調査及び災害対策に関する事。 被災商工業者に対する金融措置並びに経営指導及び相談に関する事。 災害に関連した失業者の対策に関する事。 部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。 福祉対策部物資補給班の応援に関する事。
土木対策部	土木部長 (都市計画課長)	土木班	都市計画課長 (維持管理課長) (道路公園課長)	<ul style="list-style-type: none"> 本部室本部班に対する連絡員の派遣に関する事。 避難住民の誘導に関する事。 部に係る施設等の被害報告に関する事。 道路の情報収集に関する事。 道路、橋りょう、公園、緑地、河川、水路、堤防、砂防、溝きよ、鉄道、街路樹等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 応急対策に必要な労務者の確保に関する事。 部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		建築班	建築課長 (建築課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> 避難住民の誘導の応援に関する事。 公営住宅の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 市有施設(建築物)の応急対策、復旧に関する事。 応急仮設住宅の建設に関する事。 被災者の公営住宅への入居に関する事。 被災住宅の融資の相談に関する事。
議会对策部	議会事務局長 (議会事務局次長)	議会对策班	議会事務局次長 (議会事務局次長補佐)	<ul style="list-style-type: none"> 議会関係者に対する連絡調整に関する事。

上下水道 対策部	上下水道 局長(総務 課長)(水 道課長)	給水本部 班	総務課長 (水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部室本部班に対する連絡員の派遣に関する事。 ・避難住民の誘導に関する事。 ・部に係る施設等の被害報告に関する事。 ・給水装置の応急対策及び給水に関する事。 ・上水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ・応急資機材の調達、確保に関する事。 ・部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		下水道班	下水道課長 (下水道課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導の応援に関する事。 ・下水道施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。
文教対策 部	教育部長 (教育総務 課長)	学校施設 班	教育総務課長 (学校教育課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部室本部班に対する連絡員の派遣に関する事。 ・児童生徒の避難に関する事。 ・部に係る施設等の被害報告に関する事。 ・学校施設等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ・部の庶務並びに本部室・各部、部内各班との連絡調整及び応援に関する事。
		学校教育 班	学校教育課長 (教育総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の動員に関する事。 ・児童生徒の避難誘導に関する事。 ・教育備品の被害調査及び復旧措置に関する事。 ・被災学校の保健衛生に関する事。 ・通学路の被害調査に関する事。 ・被災学校の応急教育に関する事。 ・被災児童生徒の教科書、学用品等の被害調査及び調達供給に関する事。
		社会教育 班	生涯学習課長 (スポーツ振興課 長) (文化財課長) (都城島津邸館 長) (美術館長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導に関する事。 ・社会教育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ・体育施設の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ・文化財等の被害調査及び応急対策、復旧に関する事。 ・施設利用者の避難誘導に関する事。
		給食班	学校給食課長 (学校給食課副課 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・給食の確保に関する事。 ・健康福祉対策部物資補給班の応援に関する事。
消防対策 部	消防局長 (消防局次 長)	消防本部 班	消防局次長 (消防局総務課 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部室本部班に対する連絡員の派遣に関する事。 ・局員・団員の動員及び配置に関する事。 ・消防部隊の運用に関する事。 ・消防団の統制、相互応援に関する事。
		南消防署 班	南消防署長 (南消防署副署 長)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民の誘導に関する事。 ・被災者の救出に関する事。 ・傷病者の緊急輸送に関する事。 ・要避難地域における残留者の確認に関する事。

		北消防署班	北消防署長(北消防署副署長)	<ul style="list-style-type: none"> ・行方不明者の捜索に関する事。 ・気象通信業務に関する事。 ・被害の情報収集、報告に関する事。 ・汚染地域の調査に関する事。 ・消防施設の災害対策及び被害調査に関する事。 ・消防、水防器材の整備、確保に関する事。
		消防団班	消防団長(消防団副団長)	<ul style="list-style-type: none"> ・火災等の原因調査に関する事。 ・自主防災組織との連携に関する事。 ・部の庶務及び本部室・各部、部内各班との連絡調整に関する事。 ・特殊標章等の交付又は使用の許可に関する事。(消防局職員に関するもの。) ・その他の必要な国民保護措置に関する事。
総合支所対策部	各総合支所長(各総合支所地域振興課長)	総務班	各総合支所地域振興課長(各総合支所地域振興課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・本部室本部班に対する連絡員の派遣に関する事。 ・総合支所職員の動員に関する事。 ・武力攻撃事態等に関する情報の収集及び報告に関する事。 ・住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 ・住民に対する避難住民の誘導に関する事。 ・本庁の関係各対策部との連絡調整に関する事。 ・被害情報の集計及び報告(市対策本部長)に関する事。 ・避難所の応援に関する事。 ・班に係る施設等の被害報告に関する事。 ・災害時の写真撮影・記録に関する事。 ・被災者の相談に関する事。 ・本部室との通信の確保に関する事。 ・部の庶務並びに部内各班との連絡調整に関する事。
		生活福祉班	各総合支所市民生活課長(各総合支所市民生活課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・班内職員の動員及び配置に関する事。 ・本庁の関係各対策部との連絡調整に関する事。 ・避難所開設及び管理運営に関する事。 ・要支援者の居住状況の把握に関する事。 ・市民生活対策部避難収容班への避難者状況の連絡に関する事。 ・被災地及び避難所等の防疫並びにし尿の収集に関する事。 ・被災地及び避難所の廃棄物の収集運搬及び処分に関する事。 ・社会福祉施設等の被害調査に関する事。 ・被災地域及び避難所等における感染症の予防及び調査に関する事。 ・人的被害の調査に関する事。 ・死亡者の確認に関する事。 ・班に係る施設等の被害報告に関する事。

		産業土木班	各総合支所産業建設課長 (各総合支所産業建設課副課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班内職員の動員及び配置に関すること。 ・ 本庁の関係各対策部との連絡調整に関すること。 ・ 農産物被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 水産物及び養殖施設等被害調査に関すること。 ・ 家畜の防疫に関すること。 ・ 林産物被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 山林、林道、林業施設被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 山地被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 農地、農業用施設被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 商工業、観光施設被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 道路、橋りょう、公園、緑地、河川、水路、堤防、砂防、溝きよ、鉄道、街路樹等の被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 公営住宅被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 市有施設(建築物)の応急対策に関すること。 ・ 下水道施設被害調査及び応急対策に関すること。 ・ 避難所の応援に関すること。
--	--	-------	--------------------------------	---

※部長担当職の欄の括弧書は副部長を、班長担当職の括弧書は副班長を表記

(2) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、本市における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては

、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、特に必要があると認めるときは、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにするものとする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し、総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、市の区域に係る

国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行うものとする。

(3) 市対策本部長等の代替職員

市対策本部長及び副本部長が交通の途絶、被災等により市対策本部に参集できないときは、次に定める代替職員がその職務を代理する。

また、本部員が参集できない場合の代替職員については、各本部員があらかじめ定めることとする。

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本部長【市長】	副市長(総括担当)	副市長(事業担当)	総務部長
副本部長 【副市長(総括担当)】	副市長(事業担当)	総務部長	総合政策部長

(4) 市対策本部会議

市対策本部長は、市の区域内における国民保護措置を総合的に推進するため、必要に応じ、副本部長及び本部員を招集し、情報の収集分析、対応策の検討等を行う。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

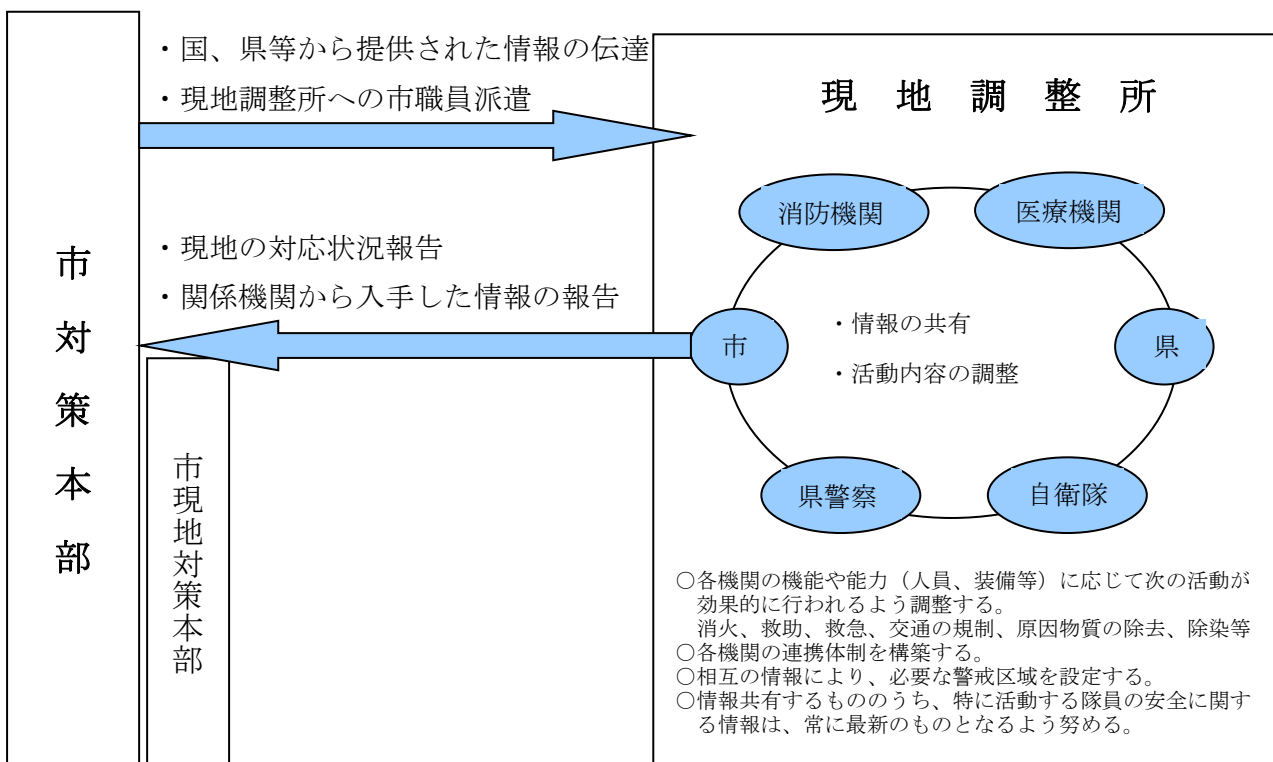
市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の市職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

現地調整所の設置については、次のとおりとする。

- ① 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は市職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。
- ② 市長は、急を要する場合等、必要があると認めるときは、消防局長に現地調整所を設置させ、関係機関との情報の共有及び活動調整を行うことができる。この場合においては、速やかに市職員を派遣し、情報収集等を行わせるものとする。

【現地調整所の組織編成】



(7) 現地調整所の役割、設置場所等

現地調整所の役割、設置場所等については、次のとおりとする。

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関相互の情報共有や活動調整を行う。
- ② 現地調整所は、安全かつ現場の活動上最も適した場所にテント等を活用して設置する。
- ③ 現地調整所においては、現場にある関係機関の代表者が、定時又は随時に会合を開き、連携の強化を図る。
- ④ 市長は、他の関係機関が出動し、市職員が出動していないときは、情報収集等を行わせるため、速やかに市職員を派遣する。

(8) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

3 市対策本部の運営

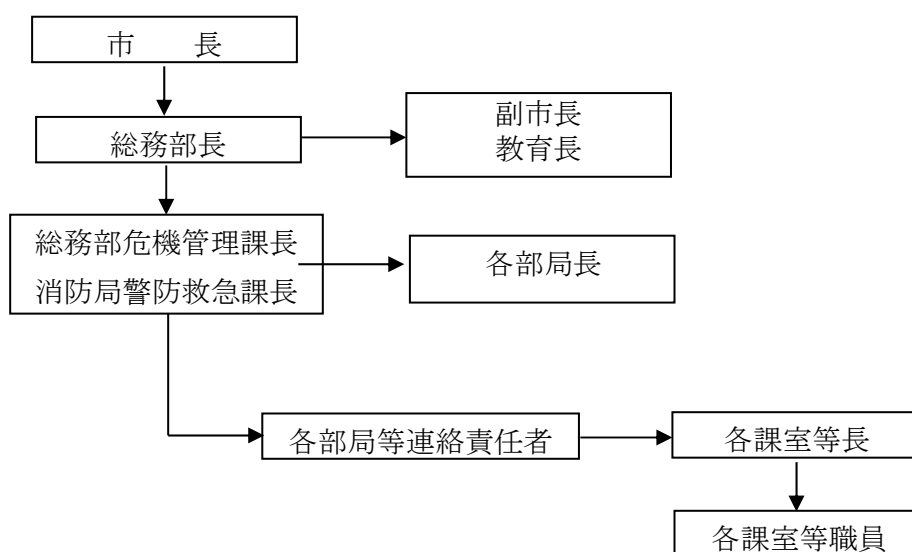
(1) 市職員のサービスの原則

市職員は、市対策本部が設置された場合は、市対策本部長の命に従い、他のすべての事務に優先して、国民保護措置を実施するものとする。

この場合において、市対策本部長は、国民保護措置に従事する市職員の安全の確保に十分配慮するものとする。

(2) 市対策本部設置の伝達経路等

市対策本部を設置した場合は、市職員は、全員参集することとなる。この場合の伝達経路は次のとおりとする。



(3) 市職員参集時の留意事項

市職員は、市対策本部に参集するときは、途中における被害状況を確認し、各部担当者に報告する。

また、参集途中に重大な被害が生じているのを認めたときは、各自の判断で住民の救出等を優先し、その状況等について各部担当者に連絡するよう努めるものとする。

(4) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

4 通信の確保**(1) 情報通信手段の確保**

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくはインターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国及び県の対策本部等との連携

(1) 国及び県の対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じて、国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国又は県が現地対策本部を設置した場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国及び県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で当該本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 知事への派遣要請の求め

市長は、国民保護措置（治安の維持に係るものを除く。）を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める。

(2) 防衛大臣への連絡

通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、宮崎地方協力本部長又は陸上自衛隊第43普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては西部方面総監、航空自衛隊にあっては第5航空団司令を通じて、西部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

(3) 派遣された自衛隊の部隊との連携

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長その他執行機関（以下「市長等」という。）は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、当該応援協定等に基づき、応援を求める際の活動の調整や手続を行う。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市は、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の市町村に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 市は、他の市町村に対する事務の委託又はその変更若しくは廃止を行った場合は、上記事項を公示し、県に届け出るとともに、市長はその内容を速やかに市議会に報告するものとする。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人及び郵便事業を行う者をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

(2) 職員の派遣要請の方法

職員の派遣要請等は、次の事項を記載した文書により行うものとする。

- ① 派遣を要する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 職員の派遣要請の留意事項等

市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等**(1) 他の市町村に対して行う応援等**

他の市町村に対して行う応援等については、次のとおりとする。

- ① 市は、他の市町村から国民保護措置の実施に関し、応援の求めがあったときは、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- ② 市は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、次の事項を公示し、県に届け出るとともに、その旨を速やかに市議会に報告する。

また、委託事務を変更し、又は廃止する場合も同様とする。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められたときは、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等**(1) 自主防災組織等に対する支援**

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行うとともに、その安全の確保に十分配慮するものとする。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

市は、県や関係機関等と連携し、避難住民等が必要とする救援物資等を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表する。

また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

市は、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合は、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。

この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

項目	根拠	措置の内容
避難住民の誘導の援助	法第70条	避難住民の先導の補助、移動中における食料等の配給、避難行動要支援者の避難の援助等
救援の援助	法第80条	避難住民等に対する救援の補助
武力攻撃災害への対処に関する措置の援助	法第115条	消火のための水の運搬や救出された負傷者を病院に搬送する際の外国人等避難行動要支援者の避難方法等車両の運転、被災者の救助のための資機材の提供等
住民の健康の保持又は環境衛生の確保の援助	法第123条	健康診断の実施、感染症の動向調査の実施、水道の水質検査の実施、防疫活動、被災者の健康維持活動の実施等に対する協力

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、その内容を、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治公民館、社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に伝達するものとする。

【警報の内容】

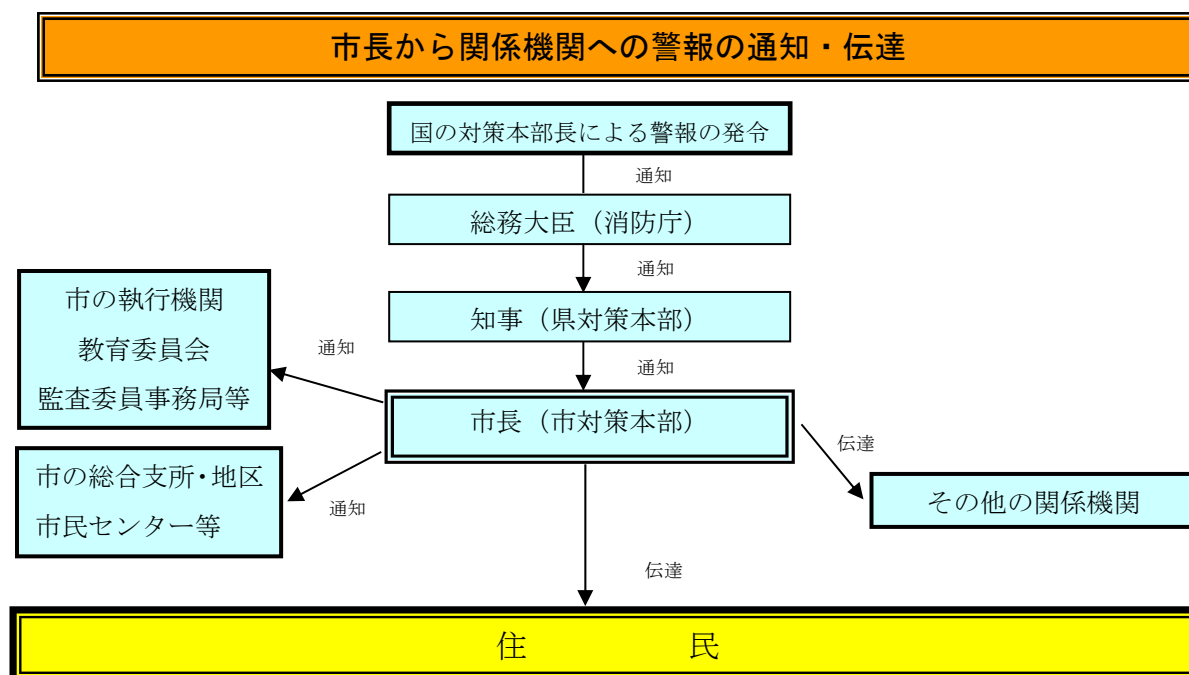
警報の内容としては、警報を受けた者がそれぞれの立場に応じ、適切な措置を講じることができるよう、次の内容が考えられる。

- ・武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域が特定できないときは、定められない場合がある。）
- ・その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、本市の他の執行機関及びその他の関係機関に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<http://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>）に警報の内容を掲載する。

【警報の内容の通知・伝達の仕組み】

**2 警報の内容の伝達方法****(1) 警報の伝達方法**

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報手段等により、原則として、次の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線が整備されている区域では、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴する。

また、未整備区域では、既存のサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に本市が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

ただし、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用する。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治公民館等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の効果的な方法も検討するものとする。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 警報の伝達体制の整備

市長は、市職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制の整備に努めるものとする。この場合においては、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治公民館や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図るものとする。

(3) 警報の内容の伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、警報の発令の場合と同様とする。ただし、サイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として、警報の伝達・通知方法と同様とする。

【緊急通報の内容】

- ・ 武力攻撃災害の現状及び予測
- ・ 上記のほか、住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

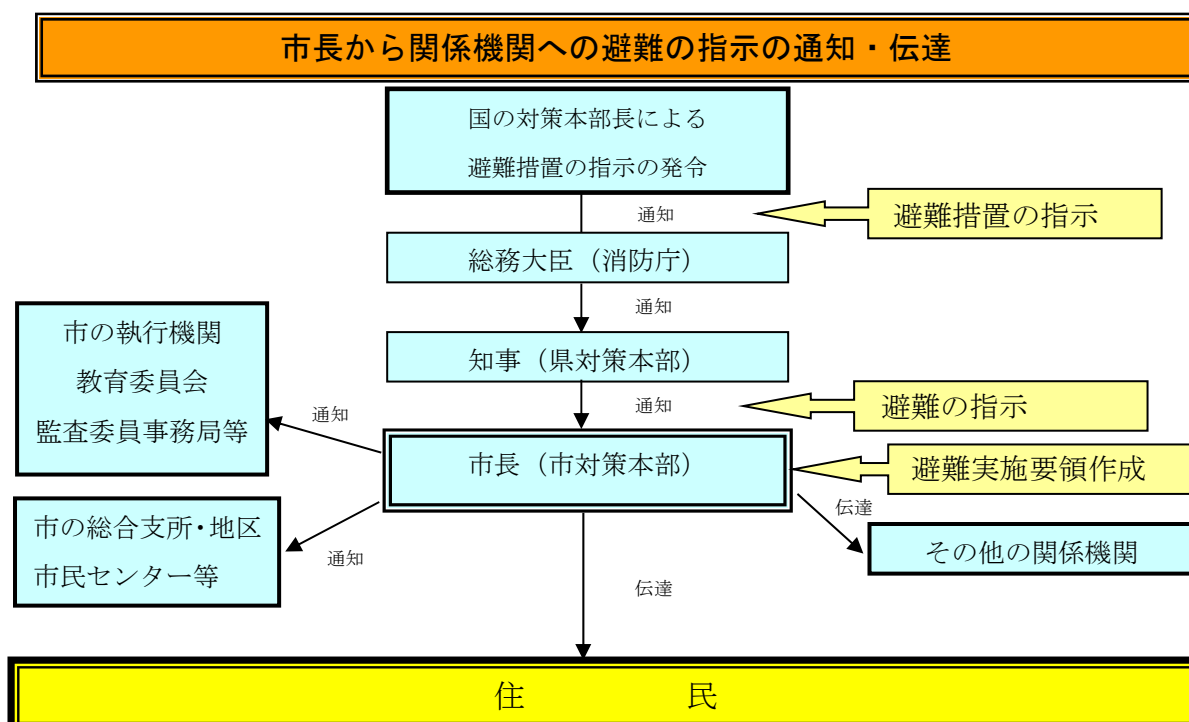
第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 市長は、知事が避難の指示を的確かつ迅速に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の執行機関、消防局、県、県警察及び自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

避難実施要領に定める事項は、次のとおりとする。（国民保護法第61条第2項）

- ・ 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・ その他避難の実施に関する必要な事項

県対策本部長による「避難の指示」の受信

避難実施要領の策定（避難実施要領に定める事項）

- ① 避難の経路、避難の手段、避難の手順
- ② 避難住民の誘導方法
 - ・ バスによる避難について、どの避難施設から移動するか
 - ・ 鉄道による避難について、いつ避難施設から駅に移動するか
 - ・ 避難行動要支援者の誘導
 - ・ 残留者の確認
- ③ 避難住民の誘導に係る関係職員の配置
 - ・ 避難住民の引率
 - ・ 避難施設への配慮
 - ・ 避難行動要支援者の誘導
- ④ バス等の待機場所
- ⑤ 避難誘導からはぐれた際の緊急連絡先
- ⑥ その他避難の実施に必要な事項

避難実施要領の通知・伝達
（通知・伝達先）

- ・ 住民
- ・ 公私の団体
- ・ 市の執行機関
- ・ 消防局
- ・ 県警察
- ・ 自衛隊
- ・ その他関係機関

(2) 避難実施要領の策定の際における留意事項

市長は、主に次の事項に留意して、避難実施要領を策定するものとする。

- ① 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）
- ② 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案）
- ③ 避難住民の概数把握
- ④ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））
- ⑤ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）
（県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）
- ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（避難支援プラン、避難行動要支援者支援班の設置）
- ⑦ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ⑧ 市職員の配置（各地域への市職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ⑨ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- ⑩ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

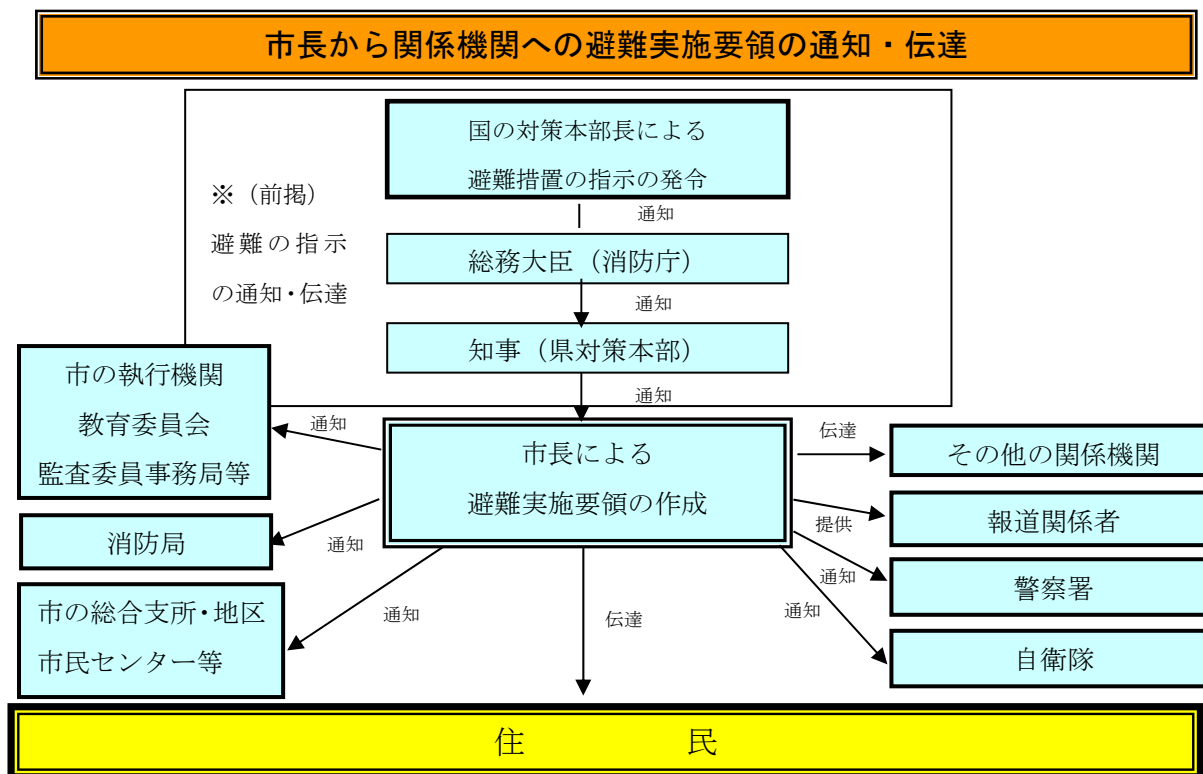
市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防局、県、県警察及び自衛隊等の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

なお、避難実施要領の伝達に当たっては、高齢者、障がい者及び外国人等避難行動要支援者への伝達に十分に配慮を行うものとする。

【避難実施要領の通知・伝達の流れ】



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防局長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に市職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、市職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防局は、消火活動及び救急救助活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器等を活用するなど効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による搬送を行う等保有する装備を有効活用した住民の避難誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救急救助活動について、消防局と連携しつつ、自主防災組織、自治公民館等と連携した住民の避難誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。この場合において、当該要請をした場合は、知事に報告する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治公民館長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

市は、市の管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(15) 避難住民を誘導する者による警告、指示等

① 避難誘導を行う者は、避難に伴う混乱等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者等に対し、必要な警告又は指示をすることができる。

② ①の場合において、消防吏員は、警察官がその場にはいないときに限り、警告又は指示に従わない者がいる場合や警告又は指示を行ういとまがない場合などについては、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生じるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去等必要な措置を講じることができる。

(16) 避難住民の誘導への協力

避難誘導を行う者は、避難住民その他の者に対し、避難住民の誘導に必要な援助を行うよう協力を要請することができる。この際、要請を受けて協力をする者の安全の確保に十分配慮する。

4 病院等の施設在所者の避難

市は、病院、老人福祉施設、障がい者援護施設、保育所及びその他自ら避難することが困難な者が在所している施設の管理者に対し、既存の防災体制を参考にして、当該施設職員による引率、保護者等への連絡及び引渡し、車椅子や担架による移動の補助など、できる限りの措置を講じるよう要請する。

なお、施設の管理者や市のみでは、十分な運送手段を確保することができない場合、市長は、県に運送手段の確保について要請するものとする。

5 武力攻撃4種類ごとの避難の留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難させることとなる。

また、着弾直後は、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、他の安全な地域への避難を行うなど、国の避難措置の指示及び県の避難の指示の内容に沿った避難を行う。

なお、避難の指示等を待ついとまがない場合には、必要に応じ第6章第3に定める退避の指示等を行うこととする。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においては、国の避難措置の指示及び県の避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難の指示等を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際には、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察及び自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

着上陸侵攻及び航空攻撃の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備がある程度可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、市の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となる。

このため、市は、国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

6 避難の指示の解除の伝達等

市長は、要避難地域の全部又は一部について、避難の指示が解除されたときは、避難の指示の解除を通知・伝達する。

なお、避難の指示の解除についての関係機関への通知及び住民への伝達方法については、避難の指示の通知・伝達と同様とする。

第5章 救援

1 救援の実施

(1) 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、避難住民等の救援その他の国民保護措置に必要な物資及び資材（緊急物資）を運送するために必要な場合は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その運送を求めるものとする。

この場合の手續等は、第4章第2の3の（13）（避難住民の運送の求め等）に準じることとする。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援を行う。

また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料（県国民保護計画第2編第2章1）を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第6章 武力攻撃災害への対処等

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的な考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる市職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する市職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

市職員及び消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、市職員、消防吏員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

【危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置】

対 象	措 置
本市の区域内に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は本市の区域内のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
	危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
	危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、前表の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第3 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者、管理者又は占有者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

2 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて、又は関係機関により設置されている場合には、市職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

- 「〇〇町、△△町×丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため近隣の堅牢な建物や建築物の地下などに一時退避すること。
- 「〇〇町、△△町×丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

(2) 屋内退避の指示

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、屋内への退避を指示する。屋内への退避は、次のような場合に行うものとする。

- ① NBC攻撃と判断されるような場合において、防護手段がなく、屋外で移動するよりも、外気との接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- ② ゲリラや特殊部隊の行動等に関する情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(3) 退避の指示に伴う措置等

- ① 市は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施するものとし、放送事業者に対してその内容を連絡し、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

また、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。

- ② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

- ① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び自衛隊等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

- ② 市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察及び自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保する。

また、地域からの退避方法等の確認を行う。

- ③ 市長及び消防局長は、退避の指示を行う市職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

① 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察及び自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

② 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。

また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

③ 警戒区域内では、交通の要所に市職員を配置し、県警察及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

④ 市長は、知事、警察官又は自衛官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する市職員の安全の確保を図る。

4 応急公用負担等

(1) 基本的な考え方

市長は、武力攻撃災害を防除・軽減するために、必要な武力攻撃災害への対処措置を講じなければならないが、その際、緊急の必要があるときは、工作物の一時使用等の措置を講ずるものとする。

この場合において、工作物の一時使用等の措置は、国民保護措置を実施するために必要最小限のものに限り、かつ、公正かつ適正な手続きの下に行うことに留意することとする。

(2) 工作物の一時使用等

① 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

ウ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置

② 市長は、①のア及びイの措置を行ったときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者その他権原を有する者に対し、当該工作物等の名称又は、種類、形状、数量、所在した場所、当該措置に係る期間又は期日その他の事項を通知するものとする。

この場合において、通知する相手方の氏名及び住所を知ることができないときは、通知に代えて、市役所庁舎又は各総合支所若しくは各地区市民センター等に必要事項を掲示するものとする。

③ 市長は、①のウの工作物等の除去を行った場合は、所有者等に返還するため、倉庫等への保管、警備員等による監視等により、除去した工作物等を適切に保管するものとする。

この場合において、市長は、当該工作物等の名称又は種類等を公示する。

ただし、保管した工作物等が滅失又は破損するおそれがあるときや、保管に不相当な費用等を要するときは、当該工作物等を売却し、売却代金を保管するものとする。

5 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法（昭和22年法律第226号）、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害による被害の軽減を図る。

この場合において、消防局は、その装備、資機材、人員及び技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防局長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し都城市消防局緊急消防援助隊受援計画に基づき、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、傷病者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に市職員を派遣し、消防機関、県警察及び自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

- ② 市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ③ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- ④ 市長及び消防局長は、特に現場で活動する消防職団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、国が定めた防災基本計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとする。

また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。

このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 防災基本計画（原子力災害対策編）等を踏まえた措置の実施

本市及びその周辺地域における原子力事業所の立地状況をみると、本市は、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する範囲の目安である「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（原子力安全委員会による「原子力施設等の防災対策について」以下「防災指針」という。）による。）を含んでいない。

しかしながら、原子力事業所における災害により本市に微量の放射性物質が到達する可能性や市内で核燃料物質等の事業所外運搬時の災害が発生する可能性がないとはいえない。

このような事態が発生した場合は、国が定めた防災基本計画（原子力災害編）、防災指針等を踏まえつつ、国の指示に基づき必要な措置を講ずる。

(2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

① 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力事業所から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、消防局に連絡する。

② 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

ア 実用発電用原子炉等にあつては、経済産業大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、経済産業大臣及び国土交通大臣）

イ 試験研究用原子炉等にあつては、文部科学大臣（事業所外運搬に起因する場合にあっては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

③ 市長は、国の対策本部長が、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、応急対策の実施に係る公示を発出し、知事からその通知を受けた場合には、警報の内容の通知に準じて、関係機関に当該公示の内容を通知する。

- ④ 市長は、知事から所要の応急対策を講ずべき旨の指示を受けた場合は、消防局に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

(3) 住民の避難誘導

- ① 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。
- ② 市長は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング結果等を勘案し、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避の指示をし、その旨を知事に通知する。

(4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携

- ① 市は、国の現地対策本部長が運営する「武力攻撃原子力災害合同対策協議会」に市職員を派遣するなど、同協議会と必要な連携を図る。
- ② 市は、武力攻撃原子力災害合同対策協議会において、モニタリング結果、医療関係情報、住民の避難及び退避の状況の報告等必要な情報提供を行うとともに、国の対処方針や被害状況、応急措置の実施状況等の情報を共有し、専門家等の助言を受けて、必要な応急対策を講ずる。

(5) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、知事に対し、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事が要請するよう求める。

また、市長は、必要に応じ、知事に対し、原子力事業者が安全確保のために必要な措置を講ずるように知事が要請するよう求める。

(6) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(8) 飲食物の摂取制限等

市長は、必要に応じ、飲食物の摂取制限等の措置については、地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 市職員の安全の確保

市長又は消防局長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害合同対策協議会等において積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる市職員の安全の確保に配慮する。

2 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合（手段がN B Cと特定されていない段階を含む。）においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避の指示を行う。

また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、市長は、必要により現地調整所を設置し、又は市職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所の市職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を、直ちに県に報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

前記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その市職員が現場で指示を行う。

- ア 当該措置を講ずる旨
- イ 当該措置を講ずる理由
- ウ 当該措置の対象
- エ 当該措置を講ずる時期
- オ 当該措置の内容

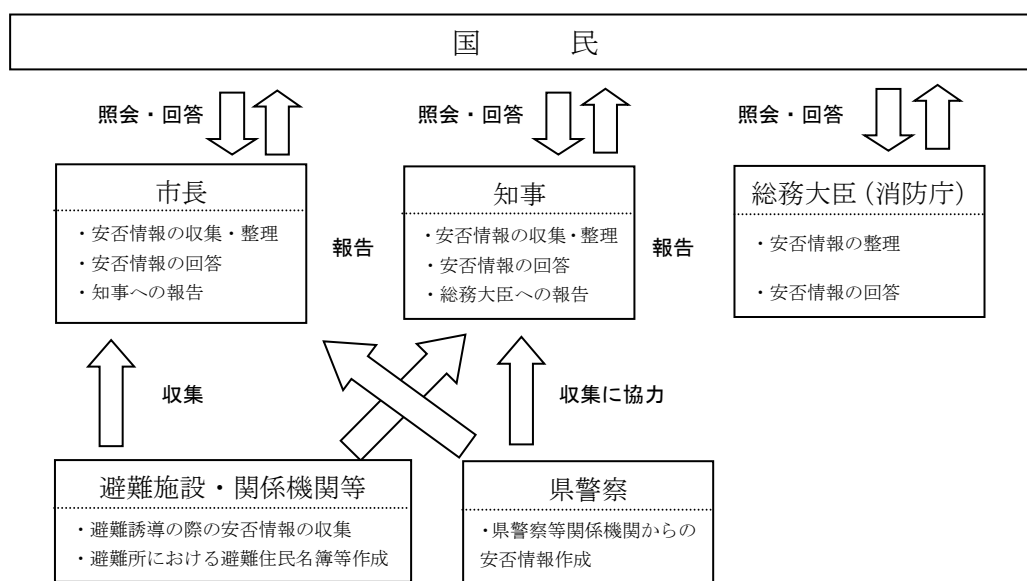
(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第7章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集・整理・提供の流れ】



1 安否情報の収集・整理

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

この場合において、収集整理する項目は、次のとおりである。

① 避難住民又は負傷した住民の場合

- ア 氏名
- イ 出生の年月日
- ウ 男女の別
- エ 住所
- オ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- カ アからオのほか、個人を識別するための情報（アからオのいずれかの情報が不明な場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- キ 居所
- ク 負傷又は疾病の状況
- ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

② 死亡した住民の場合

- ア ①のアからカ
- イ 死亡の日時、場所及び状況
- ウ 死体の所在

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供に協力するよう要請する。

この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第1条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、安否情報システム等により県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、市対策本部を設置した場合は、速やかに安否情報の相談窓口を開設し、電話及びファクシミリの番号、電子メールのメールアドレス等を住民に周知する。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する相談窓口にて、所定の様式に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、ファクシミリ、電子メール等での照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、身分証明書の提示等により当該照会をした者の本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではないと認めるときは、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をした者が必要としている情報の内容を踏まえ、それに対応する安否情報項目を所定の様式又は口頭等により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を記録しておく。
- ④ 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを市職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- (1) 市は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関及び県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、ファクシミリ等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (4) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、ファクシミリ等により県が指定する時間に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難所等の保健衛生の確保を図るため、避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

② 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 産業廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない産業廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて産業廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助、また避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を被害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

市は、水道事業者として消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は、市道その他の公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義について】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

ア 特殊標章

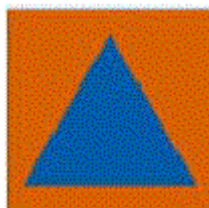
第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）

ウ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置のために使用される場所等



（オレンジ色地に
青の正三角形）

表面	裏面																					
<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> </div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: 8px;">（この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白）</p> </div> <div style="text-align: center;"> </div> </div> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p> <p>氏名 Name -----</p> <p>生年月日 Date of birth -----</p> <p style="font-size: 8px;">この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ追加的国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949 and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付年月日 Date of issue ----- 証明番号 No. of card ----- 許可権者の署名 Signature of issuing authority -----</p> <p>有効期限の満了日 Date of expiry -----</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; font-size: 8px;">身長 Height -----</td> <td style="width: 33%; font-size: 8px;">眼の色 Eyes -----</td> <td style="width: 33%; font-size: 8px;">髪の色 Hair -----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">その他の特徴又は番号 Other distinguishing marks or information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">住所 Address -----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="font-size: 8px;">-----</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center; font-size: 8px;">所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="font-size: 8px;">印鑑 Stamp</td> <td colspan="2" style="font-size: 8px;">所持者の署名 Signature of holder</td> </tr> </table>	身長 Height -----	眼の色 Eyes -----	髪の色 Hair -----	その他の特徴又は番号 Other distinguishing marks or information:			住所 Address -----			-----			-----			所持者の写真 PHOTO OF HOLDER			印鑑 Stamp	所持者の署名 Signature of holder	
身長 Height -----	眼の色 Eyes -----	髪の色 Hair -----																				
その他の特徴又は番号 Other distinguishing marks or information:																						
住所 Address -----																						

所持者の写真 PHOTO OF HOLDER																						
印鑑 Stamp	所持者の署名 Signature of holder																					

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

（身分証明書のひな型）

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防局長及び水防管理者は、国が定める「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に基づき、交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・市職員（消防局職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防団長及び消防団員
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防局長

- ・消防局長の所轄の消防局職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、武力攻撃事態等における特殊標章等及び赤十字標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めるものとする。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。

2 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市職員等の安全の確保をした上で、その管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施し、被害が生じた施設及び設備の修繕等の措置を講じ、応急の復旧に努めるものとする。

特に道路等公共土木施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動において重要な役割を果たすことから、関係機関と密接な連携を図り、迅速な復旧に努めるものとする。

3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合は、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

4 公共的施設の応急の復旧

(1) 市が管理するライフライン施設の応急復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 運送の確保に必要な応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。

したがって、市は、この武力攻撃災害の復旧に関する法令及び国が示す復旧方針に従って、県と連携して復旧に関する措置を実施するものとする。

2 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を図るものとする。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定め、より迅速な復旧を行うものとする。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損失保障を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

この場合において、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

この国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第2章2に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。